

令和6年度第6回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和6年9月13日（金）
午後 14時03分～15時13分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 10名

（会場参加）

上原 亀一 委員	赤嶺 博之 委員	大城 和夫 委員
八前 隆一 委員	新立 弘子 委員	藤田 喜久 委員
城間 恒浩 委員		

（Web参加）

池田 博 委員	当真 聡 委員	大谷 健太郎 委員
---------	---------	-----------

（事務局職員） 2名

米丸 浩平（主任書記）

松崎 遣大（書記）

○事務局（米丸） すみません、お待たせして申し訳ありません。

城間委員が10分ほど遅れるということですが、参加者はそろいましたので、これから海区漁業調整委員会のほうを始めていきたいと思います。よろしく願いいたします。

本日、井上事務局長のほうが必要のためお休みをいただいておりますので、私、米丸のほうが進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、資料の確認からですね。本日の資料は、議事次第、議案書の計2点でございます。資料に不足がありましたらお申しつけください。大丈夫でしょうか。

それと、いつもの約束事です。携帯電話をお持ちの方はマナーモードの設定をお願いします。ご発言の際には、挙手の上、議長の指名を受けた後をお願いいたします。途中退席される際には、挙手の上、議長の許可の下、退席されてください。

本日もウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いします。

す。また、ウェブ参加の方は、発言をされる際にマイクをオン、それ以外はオフをお願いします。カメラは原則としてオンにしてください。

それから、会議の資料については、通信速度の関係もありまして、画面共有しないように進めてきましたが、問題ないでしょうか。

ありがとうございます。

また、本日、台風関係の会議が入っている関係で、この会議室が15時半までとなりますので、それまでの会議となるようにご協力のほう、よろしく願いいたします。

では、ただいまより、令和6年度第6回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日の出席状況を確認させていただきます。

本日の出席状況ですが、会場には、上原会長、赤嶺委員、大城委員、八前委員、新立委員、藤田委員、城間委員が10分ほど遅れてくるというところで、7名の方にお越しいただいております。ウェブのほうでは、池田委員、当真委員、大谷委員の3名にご参加いただいておりますので、委員定数15名に対し10名のご出席がありますので、本日の委員会は成立しております。

本委員会の議事進行につきましては、運営等規定第6条により、議長は会長が務めることとなっております。

それでは、上原会長、よろしく願いいたします。

○上原会長 皆さん、こんにちは。

今日は台風の接近ということで対策等、大変お忙しい中であろうかと思いますが、ご参加をいただきまして大変ありがとうございます。

それでは、早速、これより本日の議事を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、議案として3件、報告事項が2件提案されておりますので、ご審議をお願いいたします。

また、審議に先立ちまして、本日の議事録署名人は、八前委員と藤田委員のお二方をお願いをしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

【第1号議案 ソデイカの採捕に係る委員会指示の発動について】

○上原会長 第1号議案 ソデイカの採捕に係る委員会指示の発動について、事務局から説明をしてください。

○事務局（米丸） それでは、事務局から説明いたします。

議案資料1ページをご覧ください。

ソデイカの採捕に係る委員会指示の発動についてということで、沖縄海区漁業調整委員会指示5第7号については、令和6年9月30日、今月末をもって有効期間が終了することから、新たな委員会指示を発動する必要があります。

そこで、今回は、本県ソデイカ漁業者に対し、ソデイカ資源管理に関する地区別説明会及び指示の内容に関するアンケートを実施したところ、漁期と旗数に関する意見は、昨年とほぼ同様の結果となっておりました。

また、前回の委員会で水技センターから報告があったように、ソデイカの資源状況は低位・横ばいの状態でありまして、資源の合理的利用の観点から、小型イカへの漁獲圧を抑制することが望ましいとされております。

つきましては、アンケート結果並びに研究情報をこれからご説明いたしますので、これを踏まえた上で、今期の委員会指示の発動の内容についてご審議いただければと思います。

また、併せて、今期のソデイカ漁業操業に関する県内漁業関係団体及び漁業者宛ての事前の周知と、あと注意喚起の文書の発出についても併せてご審議願います。

なお、以前からお伝えしておりました奄美大島海区との意見交換会に関しましては、本日の委員会終了後に、事務局のほうで鹿児島県庁（本庁）のほうも交えて、ウェブでの会議を予定しておりますことも申し添えておきます。

それでは、2ページのほうをご覧ください。

ソデイカに関する地区別の意見交換会を5か所で行ってききましたので、こちらの概要をまとめて報告いたします。

今日の議案に関しては、この議題がほぼメインでありますので、ちょっと時間をかけて説明していきたいと思っております。

まず、開催場所ですけれども、8月20日のほうに那覇市と名護市、あと石垣市・八重山のほうで行っておりまして、その翌日、伊江島のほうで開催しております。8月22日に南城市・知念のほうで南部の漁業者向けに説明を行っております。

なお、糸満漁協のほうでソデイカ部会総会の際に説明会をという話をしていたんですけれども、あいにく、今月の海区までの開催ができなくて、事後にはなってしまうんですけれども、ソデイカ部会総会の場でまたソデイカの資源管理に関しては説明会をさせていただきたいと思っておりますので、こちらのほうもよろしく願いいたします。

続きまして、会議の流れとしまして、主催者からご説明事項に関しましては、先月の委員会で説明があったような内容になりますのでここは割愛させていただきますが、各自でご覧いただければと思います。

3つ目、参加者から出た意見に関して取りまとめておりますので、順に読み上げていきたいと思っております。

まず、漁期の考え方についてですけれども、奄美海区で11月操業してもいいのかという意見が名護市の会議の中でありました。法的には問題ないんですけれども、国内の8割以上を沖縄県が水揚げしているという状況なので、資源管理を率先して行うために、奄美海区での11月操業は控えてほしい旨をお伝えしております。

次、県内漁船の奄美での11月操業を行うことで漁期を守っている者が損をする。ほかの海域でも漁期を統一してほしいという意見。こちらは全地区でありまして、漁業調整規則や委員会指示に関しては、従前から説明しているとおおり、各地で定めるものでありますので、奄美海区に関しましては、沖縄県側で規制することが難しく、奄美海区には、引き続き12月解禁に向けた働きかけというものを沖縄県を挙げて行っていきたいと考えているという旨をお伝えしております。

那覇市のほうであったんですけれども、資源が回復したら、じゃ、11月って解禁する考えはあるのかというところなんですけれども、やはり11月というのは小型のイカが多獲される時期でもありますので、非効率な漁業となることから、禁漁期を戻すということは資源管理上、あまり望ましくないという旨の説明を行っております。

奄美海区から11月禁漁の同意はもらえないのかという意見が八重山のほうからありまして、奄美海区のほうは小型船が多くて、12月以降の解禁となると、しけで操業できない日が増えることから11月解禁としていることもあって、これまで同意は得られていない旨を説明しております。ここに関しては、先ほどと同じになりますけれども、沖縄県側から、11月の禁漁の実効性というものをお伝えして、何とか奄美海区のほうでも、11月禁漁に同意をもらえるようにこれからも引き続き意見交換をしていきたいと考えているとお伝えしております。

ソデイカの流通に関して、山内委員からもお話が以前ありましたけれども、奄美海区のほうで11月に解禁されると、12月、沖縄で解禁される前に奄美で漁獲されたソデイカが市場に流入するため、沖縄の漁業者が不利になるので対策してほしいというところですね。こちらは、海区のほうで流通を止めるという指示は出すことが難しいものですから、これまではあまり行ってこなかったんですけれども、今、流通業者さんも

含めて説明会を開催するという方向で、水技センターに調整進めてもらっておりますので、今後、流通関係の方々にも併せて同様の資源管理に関する説明会を行って、理解を求めていくという予定ですが、あと、ちょっとうちの所管ではないんですけれども、流通加工推進課のほうで市場法というものを所管しておりますので、特定の鹿児島からのものだけ取り扱いませんよということになると、不当な扱いということにはなるんですけれども、資源管理の必要性から、11月、沖縄県が禁漁である期間に関しては、市場で一律ソデイカを取り扱わないということではできないのではないかという担当の意見なんですけれども、伺っているので、その方向で流通加工推進課のほうに照会していただければ、ということはお伝えしております。

取締りに関してなんですけれども、違反者の取締りが不十分であり、取締りを強化すべきという意見が伊江島のほうからありまして、こちらは、アンケートでも取締り強化すべきという意見は一定数いただいております。奄美海区のほうでも旗数制限違反が確認されて、指導依頼もありますので、取締りに関しては強化していきますよということは、説明会の中でもお伝えしているところです。

奄美海区と沖縄海区の線引きに関してですけれども、線引きに関しては、全国的にも隣の都道府県ときっちりしたものがなくて、緩衝地帯、この間はどちらも相手の船を取り締まらないというような水域を設けたりというような実態はあるようなんですけれども、正直はつきりと線引きをしているものはないというふうに説明しております。

奄美海区で11月操業を抑制するための罰則を設けられないのかというところなんですけれども、沖縄県側で奄美海区での罰則というものを定めることはできないとお伝えしています。

ソデイカの生態に関してなんですけれども、沖縄で生まれたソデイカは沖縄に帰ってくるのかという意見もありまして、黒潮に乗って回遊しているので、中西部太平洋をぐるぐる回っているような感じなんですけれども、詳細に関しては、まだ研究中で明らかにはなっていない。一つ言えるのは、日本海側に流れていったものは、死滅回遊で帰ってこないというところですね。産卵場所についてですけれども、恐らくどこでも産卵しているんじゃないかということ、ソデイカは産卵したらすぐ死ぬのかという質問もありましたが、ソデイカに関しては、1年の間に複数回産卵してから死ぬというふうに考えられている旨、お答えしています。

ソデイカは東から西に移動しているように感じるという意見も、伊江島だけじゃなくて、ほかからもあったんですけれども、ロガーによる追

跡でもそのような個体が確認されていることから、おおよそそういう傾向あるんだろうけれども、これもまだ研究中であり、はっきりとは申し上げられないとふうに答えています。

3キロのイカについては、傷がついているものも放流しているが、生残するののかという意見が那覇市の方、この方は、日頃から漁期によらず、小型のイカが採れたら放流しているという方だったんですけれども、研究のほうでイカに発信器をつけて放流することがあるんですが、こちらでも傷ついても生残していることが確認されていますよという事実だけお伝えしております。

続いて、管理方法ですが、国が管理しないと違反者に文句が言えないという意見が伊江島からありましたけれども、国が管理するとなると、恐らくクロマグロみたいなTAC、数量による管理ということになってくるとは思うんですけれども、先ほどもお伝えしたとおり、沖縄県が全国の水揚げの8割以上を捕っているような漁獲が偏った状況で、国による管理を急に求めていくのは難しいという話をしてしています。

続きまして4ページですね。隻数制限の検討について、新規参入が難しくなるのではないかというところですが、ソデイカは成長が早くて、1年で再生産を行う非常に優秀な水産資源ということは各地でお伝えしております。持続可能な漁業のための管理方法が必要と考えており、その方法の一つとして、検討してもいい段階ではないかと考えているとお伝えしています。

承認する漁船が500隻いたとして、持続的な漁業ができるのかという意見も名護市からありましたが、こちらは研究のほうから、資源の総量を推定することは非常に難しく、資源の動向を見ながら、随時管理方法を検討していく必要があると回答しています。

隻数管理となった場合に漁協の事務負担が増えるのかという話が名護漁協さんのほうからあり、やはり負担自体は増えるけれども、ソデイカは沖縄県で非常に重要な水産資源と考えていることから、資源管理に必要であれば、取り組むべきと考えているとお答えしています。

他県の大型船などが参入してくる可能性を懸念しているという話が何か所からあり、宮崎の大型船が参入検討しているようなうわさはあるので否定はできませんが、現在ではまだ確認はしていないと。現行のルールであれば、委員会指示を守れば、県内・県外船問わず、誰でも参入が可能なので、隻数制限による管理というのがこれに対する一つの対策と考えていますとお伝えしています。

各地の説明会の中で一つ聞こうと思っていたことがありまして、昔は

どのくらい捕れたんですかという話を各地で伺ってきていますので紹介させていただきます。

那覇市のほうは、昔は旗を30本入れて30匹しか捕れなければ、もっと捕れるところに漁場を移動していたけれども、今は20匹捕れたら、もうそこで操業するくらい、資源は減っているイメージだよという話。

名護市のほうでは、昔は現在よりも短い、2月から6月に、イカが500メートル以浅の海域に来てから操業していて、水揚げ量は今と同程度捕れていたよと。今は、漁場が遠方化し、資材の高騰等もあるので、ほぼもうけがない状況というお話がありました。

石垣のほうは、近年の資源評価、これまでずっと減少傾向だったのが横ばい、増加傾向とのことですが、漁業者意見もあまり変わっていないんじゃないか、もしくは増え始めているんじゃないかというものが半数程度となっていました。

南城市のほうでは、ソデイカ漁業が始まった当初は、28フィートのドライブ船でパヤオ辺りまで一泊二日で操業していて、旗数も17本程度で生氷で操業していたけれども、数年たてば、漁場が大東近辺に拡大して、生氷から水氷に変わった。その後冷凍船が現れてから、水氷で最大10日程度だった操業期間が格段に伸びたと。今では1か月以上、数か月という操業が可能になったという話で、漁獲量の増大は、資源が回復していることではなくて、冷凍機や船舶の大型化による漁獲努力量の増大が非常に影響していると思うという意見がありました。

もう一つ、群れの大きさというのが以前と比べて小さくなっている。昔は五、六隻並んで操業してもみんな同じように釣れていたけれども、今、隣の船が連れても釣れないことがあるという意見がありました。

以上が意見交換会で出た意見です。

次の5ページからは、今年行ったアンケート結果を載せています。

赤いカラーチャートで隻数が多い、人が多いところをマークしていますが、特にやはり与那原西原のほうで10トン以上の船だったり、漁業歴の比較的浅い方が多いというところもあるので、やっぱりどれぐらいの資源量を目指しているということは、これからもお伝えしていかないといけないのかなということは実感しました。

6ページからがアンケート結果になります。順に説明していきたいと思えます。

12月禁漁を始めて以降の資源量の変化についてアンケートを取った結果、ソデイカ資源については、約4割の方が減少していると感じています。ただ、令和5年、去年のアンケートでは、約6割が減少と感じてい

たのが、約2割減少していると。一方、去年1割未満しか回答がなかったんですけども、約2割の方が増え始めているんじゃないかと感じているとの結果になりました。

次、漁獲サイズの変化に関して、漁獲サイズに関しては、半数の漁業者は変化の実感はありませんが、サイズが大きくなったと感じる漁業者、少ないですけども、去年は6%しかいなかったのが、今年は13%の方がサイズが大きくなったと感じているとのことでした。

次、7ページですね。水揚げ金額の変化です。

これは今年初めて聞いた項目ですが、水揚げ金額、全体で見ると、減った、増えた、変わらないという人、ともに3割前後でした。

10トン未満の漁業者に関しては、約3割の方が減ったと回答した一方で、10トン以上の漁業者に関しては1割の方が減少したと回答していることから、漁場の遠方化を象徴しているのではと考えられました。

次、漁期に対する考え方は、右側のと通りの選択肢で聞いていますけれども、上の赤で囲っているところ、漁期の考え方については、資源保護の観点から、現状維持とする意見が約半数ありました。また、奄美海区にも漁期をそろえてほしいという意見も約4割程度ありました。

こちら、複数回答もあったことから、100%の棒グラフではなくて、個別の棒グラフとしています。この数字は全体の回答者に対する割合を示しております。

次、8ページ、漁期に対する考え方（その他の意見）で、主な意見を記載しております。

資源管理に関しては、こちらは説明会聞かれた方ですけども、必要性というのはすごく理解できたが、やはり奄美海区の漁期は納得ができないという意見や、先ほどの小型イカの話聞かれた方なんですけれども、小型イカの放流や体長制限という考え方も一つの規制の在り方じゃないかという意見。1隻当たりの漁獲上限を設定するのがいいんじゃないか。漁期を縮めて、旗数を増やすのがいいんじゃないかだったり、あと、禁漁期間中の市場への出荷禁止ですね。あとは、ルールを決めても違反船が多いので、漁期を11月から、皆さんが納得する11月からというものをまず制度化して、罰則を決めてから、またその先の話合いをすべきじゃないかという意見もありました。

続きまして、具体的な漁期の考え方です。

漁期の考え方に関しては、去年同様、約半数の方が現状維持でいいんじゃないかということをサポートしております。一方で、いずれかの形で11月の操業をしたいと考える方が約3割ありました。12月までさらに伸ば

して、12月まで禁漁して、1月から5月の漁期でいいんじゃないかという声も約1割ありました。

続きまして、旗数の考え方ですね。

こちらに関しては、今、隻数制限がされていない状況でこれ以上旗数を増やすということは、漁場利用の面からもあまり現実的ではないという前提ではあるんですけども、50海里以内・以遠とも、現状維持でいいよという声が半数以上ありました。

一方で、1割から3割は増やしたいという要望もありまして、特に10トン以上・50海里以遠に関しては、増やしたいよという声が3割程度ありました。

その下に記載がありますが、主な意見としては、「漁期が短い分、旗数を増やしたい」や、「本数増やせば、さらに漁場が狭くなって、乱獲の要因にもなるので、増やすべきじゃない」という意見。あとは大型船から、「長期航海で紛失しても補充できないので旗数を増やしてほしい、もしくは予備は認めてほしい」という意見や「乗組員数に応じて、1人当たりプラス10本だったりというような旗数制限もあっていいんじゃないか」という意見がありました。

その次、管理の方法に関してですけれども、今年、承認制とか許可制による隻数制限という管理の在り方もご説明したところではありますが、去年同様、管理の方法については、現状の委員会指示による漁期と旗数の規制を継続する。その上で、罰則や取締りを強化していくべきだという意見が約7割でした。承認制について、現状アンケート結果としては、隻数管理すべきという声はまだ2割弱でした。

ここまでがアンケート結果ですね。先ほどもお伝えしたとおり、漁期の考え方とか管理の方法に関しては、現状維持でいいんじゃないかという声が半数、あるいは半数以上という結果になりました。

意見交換会の反応を見ますと、やっぱり11月禁漁の必要性というものは重々分かりましたと、説明に非常に納得いった方が多い反面、やはり奄美海区との漁期のずれや、11月中に沖縄市場に奄美のソデイカが流れてくるということに対する不満が大きいというふうに感じました。

ここに関しては、引き続き奄美海区のほうと12月解禁にできないかという意見交換、また、流通業者のほうにも同様の説明会を開催していきたいと、海区だけではなく、沖縄県としてそのように考えているというところを説明しております。

一応このような内容なので、事務局としては、今年も昨年同様、12月解禁とする同様の委員会指示案を提案したいと考えております。

10ページ以降、今回新しく発出する委員会指示の案をつけております。赤字のところは去年からの変更点になります。変更点としては、年度・年の修正と、あとは漁業者の方にはあまり関係ないところではあるんですけども、様式第1号を、指示の第6の適用除外の承認申請というところで試験研究用の採捕の承認に関して、昨年申請書に、採捕に従事するものだったり、研究の計画内容という項目がなかったのも、これは、ウミガメの採捕承認と併せる形で追記をしております。

あわせて、第3号様式ですね、12ページのほうにも、採捕に従事する者の住所及び氏名という項目を追加しております。

それ以外は修正がありません。

15ページをご確認ください。こちらが県内の漁業関係団体への沖縄海区におけるソデイカ漁業の漁期に関する事前の連絡及び奄美大島海区におけるソデイカ漁業の操業に関するお願いの通知案となっております。

読みあげます。さて、令和6年のソデイカ漁の漁期は、沖縄海区漁業調整委員会指示により、令和6年12月1日から令和7年5月31日までと定められることとなりました。

なお、隣接する鹿児島県奄美大島海区の漁期は、令和4年より、沖縄県と足並みをそろえて6月を禁漁としていますが、11月については、従前と変わらず禁漁とはなっていません。

当委員会としましては、より効果的な資源管理を行うことを目指し、本年も引き続き奄美大島海区と意見交換を実施するなど、働きかけを続けているところです。

現在、沖縄海区におけるソデイカの漁獲量は全国の8割以上を占め、奄美海区の6倍から10倍程度と圧倒的に多く、また、漁船規模も圧倒的に大型・高性能であることから、ソデイカ漁業及び当該資源の管理については、沖縄海区が主体的に進めていく必要があります。そこで、沖縄県内のソデイカ漁業者の皆様には、以下の2点についてご理解、ご協力を賜りたく存じます。

1、当海区が禁漁の11月に奄美大島海区での操業を自粛すること。

2、旗を31本以上搭載した船は、奄美諸島周辺50マイル以内において操業しないこと（沖縄海区及び奄美大島海区の委員会指示違反に該当）。

ソデイカ資源の持続的利用のため、皆様のご理解とご協力をお願いいたしますという形になっております。

16ページ以降がソデイカの委員会指示の周知のチラシで、18ページですかね、こちら昨年の奄美大島との意見交換で、1キロワット無線の共通チャンネルによる相互のコミュニケーションツールというものを定めま

したので、そちらの周知も併せてのものとなっております。ご確認いただければと思います。

すみません、長くなりましたが、事務局からは以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○上原会長 ただいま事務局より、地区別説明会における意見交換会の概要とアンケート結果の報告、それを踏まえて、委員会指示については昨年同様としたいということと、あと、昨年同様ということがもし承認をされたならば、各関係漁業者・団体に対して、操業に関するお願い文の案ということで報告・説明がございました。

また、どの点からでも結構ですので、委員の皆さん、ご質問、ご意見等ございましたらお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

では、藤田委員、お願いします。

○藤田委員 内容は特に私は反対しないんですけども、今日冒頭にあった、奄美大島海区との関係がやっぱり気になる場所なんですけれども、ウェブ会議とかそういうのを大分進められているようなんですけども、例えばここでやっているような解説ありましたよね、生物学的な情報とか、ああいう説明は、奄美大島海区のほうでやったりしているんですか。

○事務局（米丸） お答えします。

研究に関する説明に関しては、沖縄県側の研究の分野と鹿児島県側の研究の分野のコミュニケーションはあるようなんですけども、あまりこちらから出向いて、海区や漁業者向けに沖縄県側がこういう説明ということをした機会はないかと思っておりますので、その点もですね、研究の場を持つということをやっていきたいということは答えていただきましたので、今後、奄美大島海区のほうに出向いて、現場でこういうことなので、11月禁漁というのは、資源管理で非常に有効なんですよということでは伝えていければなと考えております。

○藤田委員 やはり漁獲の禁止時期がそろってないといろんな問題が生じているので、やっぱり奄美海区のほうも、漁期の設定、見直してもらおうほうがいいと思うんですけども、ちょっとこれ個人的な話なんですけれども、先日与論島に行っていて、ちょっと漁業者と交流する機会があったんですけども、やっぱり基本的にソデイカの生物学的な情報とかということを知らないような状態だったんですよ。説明とかもそんなされたことはないとおっしゃっていたんで、鹿児島側も多少は研究されているとは思いますが、何かそこら辺、共働して、県はまたぎますけれども、沖縄県が持っている研究的な情報があれば、まだ納得

される方も少しでも増えてくるかなと思うので、ちょっとその辺お願いして、まず地元の人たちの同意を増やしていかないと、多分なかなか約束事を何かやるは難しいかなと思うので、ちょっと頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○事務局（米丸） 事務局からお答えします。

そうですね、そういった意見は漁業者からもありましたし、漁業者同士、もちろん奄美側の漁業者と沖縄側の漁業者も交流はあるんですけども、漁業者同士の話では資源管理の必要性というのがなかなか分かってもらえないという意見もありましたので、今日、鹿児島側とウェブ会議を持ちますので、その場でも提案できればと考えております。

○上原会長 ほかに。池田委員、どうぞ。

○池田委員 ちょっと確認したいんですけども、3ページの意見交換会の取締りについてという欄がありますね、3ページ。そこで、奄美海区と沖縄海区の線引きをはっきりさせることはできないのかという意見に対して、事務局側の回答が、線引きは全国でも曖昧となっておりますと、難しいという回答しているんですね。

それで、15ページの文書の中で、下のほうに当海区で禁漁の11月に奄美大島海区での操業を自粛することということも入っているんですけども、奄美海区と沖縄海区の線引きが曖昧だということをおっしゃっているんですけども、自分としては、北のほうで27号線を基準にしているというふうに理解していたんですが、それは違うんでしょうか。

○上原会長 事務局。

○事務局（米丸） 事務局からご説明いたします。

18ページですかね、奄美海区においてソデイカ漁の操業される皆様へというポスターで、沖縄海区としての線引きは、一応復帰当時の米軍統治下の区分というところで、沖縄本島の東側に関しては27度線、西側に関しては28度線というところで線引きはしているところで、沖縄海区側としては、これに基づいた取締りというもの行って、問題ないという回答は国のほうからももらっているんですけども、一方で、奄美大島海区と協議を整えた海区区分ではないので、これを奄美海区側に押しつけることはできないというところですね。今はそういう状況になっております。

○池田委員 よろしいですか。

○上原会長 はい、どうぞ。池田委員、どうぞ。

○池田委員 そうすると、漁業者は混乱しませんか。そこはきっちり奄美海区と調整をした上できちんと説明するべきではなかったですか。

○上原会長 事務局。

○事務局（米丸） そうですね、今日のウェブ会議でもちょっと提案はしたいとは思いますが、実際に線引きができるのかということも含めて、ちょっと提案事項としてみたいと思います。

○池田委員 はい、そのようにお願いします。漁業者を混乱させないようにお願いします。

○事務局（米丸） はい、承知いたしました。

○上原会長 次、八前委員、どうぞ。

○八前委員 今回の池田委員とちょっと関連するんですが、うちの会議の中でも、11月、27度線、28度線のところで、はやてで取締りを強化してほしいということがうちの漁業者の中から出ました。それはなぜかということ、沖縄海区に入ってきて、奄美海区の人たちが漁をするのはおかしいんだということもあったのでそういう意見が出たんだと思いますけれども、今の池田委員との関連で、線引きが難しいとなると、じゃ、はやても何を根拠に取締りをするのか、それができるのかできないのかということもあると思うので、そこはしっかりと沖縄県側の線引きというのを鹿児島県にも伝えてほしいなということが1点と、11月にやっぱり奄美海区で漁をするのを控えてほしいと言いはするんだけど、実際だめですよとは言えませんというふうな説明をされているかと思うんですが、やっぱり誰かがやってしまうと、じゃ、いいだろうというような流れになってしまうというのが一番怖いと思うので、そうならないように、奄美海区の側で逆に沖縄の漁業者が入っていけないようなルールづくりができるのかどうかも含めて、奄美海区としっかりと調整をしてほしいなというふうに思います。

以上です。

○上原会長 事務局。

○事務局（米丸） 今いただいた意見は、意見交換会の場合でも、漁業者の側から重々伺ってはいますので、奄美・鹿児島側との調整では、その部分も伝えていければと思っています。

先ほどの池田委員からあった海区の線引きというところなんですけれども、単純にここで、こっちからこっちが沖縄海区、ここからここが奄美海区という線引きにできるかどうかというのはちょっと分からなくて、他県であるようなバッファゾーン的な、ここに関して、沖縄県の漁業者は沖縄側のルールでというような海域が必要になるような可能性もあるということだけのご理解いただければと思います。今いただいた意見は、今日の意見交換でも出していければと思っています。

○上原会長 ありがとうございます。

ほか、ございませんか。城間委員、どうぞ。

○城間委員 すみません、今の関することなんですけれども、奄美海区さんは、どこまでが自分たちの海区だっておっしゃっていますか、この18ページの。でも、それがダブっているから、何か問題になっているわけですよね。

○上原会長 そうではない。

○城間委員 そうではないんですか。

○事務局（米丸） すみません、事務局からですけれども、正直申し上げますと、漁期がずれていなければ、特に海区の線引きって問題にならなかったんですけれども、今大きな問題になっているのがやっぱり解禁の時期、1か月ずれているところで、先に捕ったものが得をしてしまうというような状況に陥っていることから、海区の線引きというところからしても、今大きな問題になっているかと思えます。奄美側から、ここまでうちの海区だよという話がこれまで出たかどうかはちょっと今把握していないんですけれども、ちょっとその辺のことも含めて、今日聞ければなと考えております。

○上原会長 どうぞ。

○城間委員 海区の問題で問題もあるわけですよね。だとすると、相手の海区の言い分というのもちよっと聞いておくというのが大事なことかと思ったんですけれども、はい。

○上原会長 はい、了解です。

海区の分け方については、東シナ海側は28度、太平洋側は27度というのは、現状、暗黙的にはそういう認識は持っているというふうに思うんですが、それらを明確に規定するということがないということだろうと思うので、そこはしっかり、どういう形で落とし込めるか分かりませんが、事務局のほうでしっかり調整をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○事務局（米丸） はい、承りました。

○上原会長 ほか、ございませんか。

特にご意見、ご発言がなければ、第1号議案 ソデイカの採捕に係る委員会指示の発動については、事務局提案のとおり、昨年同等のアンケート、実行の段階の結果も踏まえて、昨年と同様の委員会指示の発動とするということと併せて、関係漁業者に対しては、やっぱり注意喚起の文書も提案のとおり発出をするということでご承認をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原会長 ありがとうございます。

ご異議ありませんので、第1号議案については、事務局提案のとおり承認をすることといたします。

[第2号議案 浮魚礁の敷設承認申請について]

○上原会長 次に、第2号議案 浮魚礁の敷設承認申請についてを提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局(米丸) 事務局よりご説明します。

議案書のほう、19ページをお開きください。

浮魚礁の敷設承認申請について、今回、流失に伴う新規敷設が名護・糸満・沖縄市・与那国町漁協のほうから、計8基ですね。県営の浮魚礁の更新に伴う新規敷設の申請が6基提出されておりますので、その敷設の承認についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

20ページのほうに浮魚礁の敷設承認のフロー図をつけております。今回関係があるところは、赤の矢印で塗っておりますのでご確認をください。

21ページが本日時点での各ブロックごとの承認等基数を掲載しております。

22ページのほうをご覧ください。

こちらが今回の新規承認申請の一覧となっておりますので、こちらで一通り説明させていただきたいと思っております。

まず、令和6年の再承認の前に流出が確認されて、同じ位置に敷設予定というものが名護漁協さん、糸満漁協さんのほか計4基上がっております、こちらは協議書のほうも整っていることを確認しております。

続きまして、沖縄市と与那国町漁協さんのほうから、今年の再承認前に流出が確認されて、少し位置をずらして敷設するというものの申請が計4基上がってきておりまして、その他のところに移動した距離のほうを記載しております。こちらに関しても、協議書が全てそろっていることは事務局のほうで確認しております。

続きまして、県営の浮魚礁なんですけれども、こちらが10年に1回、耐用年数が切れるので更新作業がありまして、こちらは、令和6年再承認済みではあるんですけれども、撤去して、同じ位置に同じものを敷設するというので今回承認申請が上がってきておりまして、こちらも協議書のほうが全て整っていることを事務局のほうで確認しております。

23ページ、24ページのほうに、本島地域と第4ブロック、先島のほうの今回敷設予定位置の地図を掲載しておりますのでご確認ください。

25ページ以降、各漁協さんと沖縄県からの承認の申請書類が添付しておりますので、こちらもご確認くださいと思います。

県からの申請がある更新に伴う新規の承認申請のほうなんですけれども、委員会指示の内容等を確認すると、流出後に同じ位置に同じ構造のものを再設置するという手続で、本来事後承認で差し支えないものとはなっておりますので、一応担当のほうには、今回承認の対象ではないので事後承認として、また敷設後に承認申請を上げてもらう形でもよいかということは確認を取っておりますので、もし新規扱いではなくて、事後承認でいいんじゃないかという判断になれば、その方向でお伝えはしたいと考えております。

事務局からは説明、以上になります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○上原会長 ただいま第2号議案について説明が終わりましたが、本件について、何かご意見、ご質問がありましたらお願いをしたいと思います。

(「異議なし」という声、あり)

○上原会長 特にご意見等ないようございましてお諮りしたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」という声多数)

○上原会長 では、第2号議案 浮魚礁の敷設承認申請について、事務局提案のとおり、14基は提案のとおり承認することによってよろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原会長 はい、ありがとうございます。

ご異議ありませんので、第2号議案については、事務局提案のとおり承認することといたします。

[第3号議案 ウミガメの採捕承認申請について]

○上原会長 次に、第3号議案 ウミガメの採捕承認申請についてを提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局(米丸) 事務局よりご説明いたします。

議案書49ページのほうをご覧ください。

今回、ウミガメの採捕承認申請について、漁業用での申請が1件あり

ますので、このウミガメの採捕承認についてご審議をお願いいたします。

50ページのほうに採捕承認に当たっての判断基準のほうを掲載していますので、後ほどご確認ください。

51ページのほう、今回の漁業用のウミガメの採捕承認について表にしておりますので、こちらでご説明いたします。

今回、国頭漁協のほうから、定置網によるウミガメの採捕承認申請が上がってきておりまして、アオウミガメに関しては3頭、アカウミガメ3頭、タイマイ2頭を観賞用でということで申請が上がってきております。採捕承認の判断基準に従いまして、アオウミガメに関しては申請通り3頭、アカウミガメに関しては新規の、昨年度の実績もないので、上限として1頭、タイマイに関しては、これまで28頭、採捕枠の全てを承認しておりますので、今回は承認できないという判断になります。このことに関しては、国頭漁協さんのほうにもお伝えして、ご理解いただいております。タイマイに関しては、採捕枠も少なく、7月の海区承認でほぼ全ての枠が埋まってしまうことから、来年以降は、7月に申請をしてくださいという話もお伝えしております。

52ページ、3ページですね、いつもどおりですけれども、漁業用の採捕承認の期間を添付しておりますのでご確認ください。

事務局からは以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○上原会長 ただいま第3号議案についての説明が終わりましたが、本件について何かご質問、ご意見等ございましたらお願いをします。

この件に関しては、特にご異議等がないようですので、お諮りをしたいと思います。

第3号議案 ウミガメの採捕承認申請について、国頭漁協さんなんですが、提案のとおり承認をすることによってよろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原会長 はい、ありがとうございます。

ご異議ありませんので、第3号議案については、提案のとおり承認することといたします。

本日議案としては以上ですが、特に何か委員の皆様からご発言があればお伺いしますが、何かございますか。

【報告事項1 全漁調連・要望活動結果について】

○上原会長 ないようでございますので、以降、報告事項をお願いしたいと思います。

○事務局(米丸) それでは、報告事項2件、事務局から報告させて

いただきたいと思います。

議案書54ページをご覧ください。

こちらは毎年行われていることです。全国海区漁業調整委員会連合会のほうが各都道府県からの要望・要請内容を取りまとめて、今年の7月10日に全漁調連のほうから各省庁に要望活動を実施しておりますので、この要望事項のうち、令和5年度の九州ブロック会議において、本県海区が提出した「太平洋クロマグロの適正な資源管理について」、「日台漁業取決めの見直しについて」、「日中漁業協定の見直しについて」及び「違法操業の取締り強化に向けた対応について」の計4点ですね、国からの回答状況について報告したいと思います。

飛びまして、58ページですね、まず沿岸漁業の秩序維持というところで違法操業に関する取組に対する回答になります。

左側が要望内容ですね。新規と書いてあるところが令和6年度の要請で新規に提案した事項となっております。下線部だけ読み上げていきたいと思います。

漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や密漁防止看板の設置等啓発に係る費用等に対し、総合的な支援を図ることということを新たに要望しております。

これに関連する回答が右側、水産庁からの回答の6番目になります。密漁対策の支援としては、都道府県への交付金により、悪質化、広域化する密漁を防止するため、関係者による協議会や密漁監視のための指導講習会の開催、メディアの活用や看板設置等による普及啓発に係る経費、監視活動に必要な暗視カメラやドローン等の資機材の導入費等の密漁監視施設の整備、この3つを支援することができることになっているので、ご活用願いたいというふうに回答をいただいております。

ほかに関しては、すみません、あまり時間もないものなのでご確認いただければと思います。

右のページですね。密漁ものの流通防止というところで、こちらは本県から提案しているところになりますので、読み上げたいと思います。

市場関係者や小売店などの流通業界に対し、密漁ものを主体的に排除するよう指導・啓発活動を強化することということに対して、右側、黄色で引いていますけれども、先ほどと同様、ご活用願いたいということと、あとは各自でご確認いただければと思います。

続きまして、60ページのほうをご覧ください。

クロマグロ資源の適正な利用に関してです。こちら黄色のマーカール引いているところを読み上げていきたいと思います。

沿岸漁業に配慮した配分。国内の漁獲枠配分に当たっては、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業の操業特性に配慮した配分とし、規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応し、知事管理区分への配分枠を増やすことと提案しております。

これに対して水産庁からは、特に大型漁の配分に当たっては、都道府県に対し、2015年から2022年までの8か年の最大漁獲量等を勘案して、国の留保から追加配分を行っている。また、WCPFCにおいて増枠の可能性が出てくる場合には、水産政策審議会の下にくろまぐろ部会を開催し、国内配分の考え方を検討する予定という回答をいただいております。

こちらに関しては、現在全国で説明会も開催しておりまして、今、国のほうで各都道府県の意見も聞きながら、配分枠を検討しているところになります。

次、61ページ、混獲回避の取組支援。

こちらも本県海区からも提案している内容になりますので、読み上げたいと思います。

混獲回避用の機器等の導入支援や放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる機器の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避が可能な漁法への転換に必要な技術習得支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。

こちらに対して、平成29年度補正予算において、定置網漁業を対象とした混獲回避機器の導入や放流活動への支援を措置し、さらに平成30年度補正予算において、従来の「定置網漁業のみ」から、「一定の条件を満たした漁船漁業」にも対象範囲を拡大するなどの措置を取ったところである。さらに令和5年度事業からは、機器等の導入に対する支援の上限額を2倍に引き上げたところ。また、平成31年度当初予算において、クロマグロの混獲回避のための休漁への支援を措置したところである。

厳しい資源管理に取り組む漁業者の意見を踏まえつつ、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、必要な事項についての関係省庁との情報共有を図ってまいりたいという回答をいただいております。

こちらに関しては、既存で今も事業がありまして、広域浜プランに取組を行う旨を記載していただければ、利用できるものとなっておりますので、県内漁業者の皆様、ちょっと事務作業が多くはなるんですけれども、利用していただければと考えております。

62ページ以降が日中・日台関係の内容にはなるんですけれども、ほぼ

例年どおりの内容となっておりますので、マーカー引いてある部分を中心に各自でご覧いただければと思います。

報告事項1に関しては以上になります。

〔報告事項2 国際ひき縄釣り大会に関する委員会指示についての事前相談〕

○事務局（米丸） 続きまして、議案書66ページのほうをお開きください。

こちらが今回初めて提案する新しい事項になりますので、ちょっと時間を割いて、説明をしたいと思います。

国際ひき縄釣り大会に関する委員会指示についての事前相談というところで、経緯から説明しますと、沖縄県においては、遊漁者のひき縄釣りに関しては、漁業調整規則や委員会指示等でやってはいけないという制限は行っていないところです。

一方で、法律では、外国人のひき縄釣りに関しては、外国人漁業の規制に関する法律、外規法ですね、及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律、こちらが通称漁業主権法というんですけれども、こちらに基づいて禁止されている漁法になります。

ただし、括弧書きにあるとおり、農林水産大臣が海域・期間を指定して告示した場合に限って、外国人のひき縄釣り認められるという背景があります。

関係法令が71ページ、72ページのほうに掲載しております。簡単に説明をしますと、ともに法律上、ただし、その水産動植物の採捕が農林水産省令で定める軽易なものであるときはこの限りではないということで、基本的には外国人は、軽易な水産動植物の採捕以外は行ってはいけないこととなっております。

法律の下の施行規則のほうで、軽易な水産動植物の採捕がどういうものであるかということが書かれておまして、4つ目に、ひき縄釣りによる水産動植物の採捕というものが書かれてはいるんですけれども、ただし書きのところ、第4号に掲げるものにあつては、農林水産大臣が別に定めて告示する水域及び期間において行うものに限るというように、基本的には農林水産大臣が告示をしない限りはできない漁法となっております。

こちら、漁業主権法のほうも大体同じ内容ですので、割愛はさせていただきます。

こちらに関しては、今年各市町村及び漁協のほうにも周知はさせても

らったところなんですけれども、現在県内の一部の地域から、地域振興のために外国人も参加可能な国際ひき縄釣り大会、カジキ釣り大会を開催したい旨の要望がありまして、水産庁と今、海域と期間の告示のための調整を進めているところです。

水産庁のほうから、告示するに当たって、漁業調整上、無秩序な採捕が行われないことを示すために一定の法的な担保が求められていることから、現在海区漁業調整委員会指示により、国際ひき縄釣り大会の主権者に対して、承認制の導入というものを検討しております。

といいますのも、本県に関しては、遊漁者のひき縄づりに関しては何ら制限設けていないところなんですけれども、沖縄県以外の都道府県では、漁業調整規則や委員会指示において、遊漁者のひき縄づりに関しては制限、もしくは禁止とされているところです。

なので、国としましても、この告示をするからには、基本的には禁止としているところ、特例として告示をするために、何かしらしっかり管理ができると説明できる裏づけが必要ということで、何かしらの法的な担保を求められているところです。

現在、粗々ではあるんですけれども、委員会指示の内容等に関して素案をつくったりはしているので、今後、この件に関して、委員会指示で定めていく必要がありますよという事前の報告をさせていただいた次第です。

この件に関しては、まだ先の話にはなりますので、内容的な部分は今回割愛させていただきますが、基本的には、大会の主権者に対して、ひき縄づりを行わせる場合は、海区委員会の承認を取ったものに限ってひき縄づりを認める。採捕実績についても報告を求めるというような内容となっております。内容に関しては、今回諮るものではないので、各自でご確認いただければと思います。

事務局からの報告は以上になります。

○上原会長 ありがとうございます。

全漁調連からの要望活動結果、あとはひき縄釣り大会の委員会指示の発動に向けた準備をしている旨の報告でありました。

この件について、何かお気づきの点、ご意見がありましたら、どうぞ。赤嶺委員、どうぞ。

○赤嶺委員 たしか久米島辺りでトローリング大会やっていますよね。何年越しか分からんけれども、よくニュースとかで久米島でのカジキのトローリング大会、出たりするんですけれども、向こうもこういう規約とか作ってあると思うんですよ。ひな形とか入手できません。

○事務局（米丸） 久米島になりますか。

いいですか、事務局のほうから。

○上原会長 じゃ、事務局。

○事務局（米丸） 今回、県内の市町村とか漁協さんへの周知と併せて、そういう大会の予定があるかということも照会していきまして、久米島からは、外国人の参加が想定されるような大会は開催しないという回答をもらっています。ほか座間味と、あと浦添宜野湾と、あと石垣のほうでもそういう大会を検討するという話はあったんですけども、先ほどの経緯を説明したところ、開催は見送るという回答はいただいております。

今回のやりたいと言っているところは与那国のほうでして、こちらは、与那国町役場のほうも全面的に協力はいただいているので、そこ調整を進めているところです。

○上原会長 皆さん、ほかにご意見、ご質問がありましたら。

（「なし」という声、あり）

○上原会長 特になければ、終了したいですが、よろしいですか。

（「はい」という声多数）

○上原会長 では、今日の議事は全て終了しましたので、最後に附帯決議を取らせていただきます。

本日の決議事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するというところでよろしいですか。

（「はい」という声多数）

○上原会長 ありがとうございます。

それでは、進行を事務局に戻したいと思います。委員の皆様のスムーズな進行にご協力いただきありがとうございます。

じゃ、事務局、よろしくをお願いします。

○事務局（米丸） 上原会長、議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様も、台風前のお忙しいところご参加いただきましてありがとうございます。

次回の日程について事務局からアナウンスいたします。

令和6年度第7回委員会は、10月11日金曜日、14時から開催予定となっております。会場は、今回と同じく県庁6階第2特別会議室で、ウェブを併用した開催を予定しております。ご参加のほどよろしくお願いいたします。

最後に、質問事項や確認事項等ありますでしょうか。

（「なし」という声、あり）

○事務局（米丸）　大丈夫ですかね。

それでは、以上をもって終了とさせていただきます。ウェブ参加の委員の皆様もご退出いただいて構いません。ありがとうございました。次回の委員会もよろしく願いいたします。